

様

日野市長

是正命令書

日野市まちづくり条例第102条の規定により、次の事業について下記のとおり命令します。
なお、この命令に従わないときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金刑(同条第109条)及び両罰規定(同条第110条)が適用されます。

開発事業番号	
開発事業区域の場所	日野市
事業主	住所
	氏名

記

1 命令内容

2 期限

この通知に記載された内容について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して書面により審査請求をすることができます(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に日野市を被告として(訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。